

### ●子どもの権利とは何でしょうか？

子どもは、生きいきと子ども期を過ごし、健やかに大人へと成長していきます。そのために欠かすことのできない、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などを「子どもの権利」と呼んでいます。

### ●条例制定の背景

世界では、平成元年（1989年）の国連での「子どもの権利条約」採択を契機として、子どもの権利を保障しようという動きが広がっています。

この条約では、子どもが自分に関係あることについて意見を表明し参加することなど、様々な権利を保障しており、日本も平成6年（1994年）に批准しました。

札幌市においても、子どもの権利の侵害をなくし、子どもの視点からのまちづくりを進めるなど、条約の理念を広めていくための取組を推進することが必要となっています。

### ●条例制定の目的

札幌市では、家庭、学校・施設、地域などあらゆる場面で子どもの権利が保障されるとともに、子どもが自分の権利を正しく行使できるよう、大人はその環境を整えていくことが、大変重要であると考えます。

そのため、条例を制定することによって、子どもにとって大切な権利、参加の仕組みや権利侵害からの救済の仕組みなどについて、札幌の現状に基づき具体的に示し、子どもの権利を保障することを目指しています。